

京都市告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項第5号、第6号及び第10号並びに介護保険法第77条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護及び重度訪問介護並びに訪問介護事業者の指定を取り消します。

令和8年3月25日

京都市長 松井孝治

事業者の名称	事業所の名称及び事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
YOKOICHI株式会社	訪問介護まねきねこ 2614081848	南区吉祥院石原永 田町1番地1 桂川ハイツ1号館 102	居宅介護、重度 訪問介護	令和8年 4月25日
YOKOICHI株式会社	訪問介護まねきねこ 2674001488	南区吉祥院石原永 田町1番地1 桂川ハイツ1号館 102	訪問介護	令和8年 4月25日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)

(保健福祉局障害保健福祉推進室)

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)